

**下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画
(骨子案) (抜粋)**

令和3年5月14日時点

西東京市緑化審議会

4. 保全活用の基本的な考え方

(1) 目指すすがた

地域の人々とともに育む屋敷林一人の居る風景―（仮）

下保谷四丁目特別緑地保全地区は、地域で組頭を務めた高橋家の屋敷林として形成されました。屋敷林は、快適な住環境を整えるとともに、薪炭材の供給や商品作物の生産、堆肥づくり等の役割を担っていましたが、時代の変化により、これらの役割の重要性が低下したことに加え、屋敷林を維持するための人的・経済的負担から、地域の屋敷林は姿を消しつつあります。そのような中であって、下保谷四丁目特別緑地保全地区は、当時の所有者や地域住民によるボランティア活動により、今日まで継承されてきました。かつての屋敷林から変化している点もありますが、そのような変化も含む積み重ねこそが下保谷四丁目特別緑地保全地区の歴史となっています。

下保谷四丁目特別緑地保全地区は、過去の姿の復元や現状凍結的な保存ではなく、これまでの積み重ねを踏まえながら、将来に向けて育んでいく場であるべきです。地域の自然と歴史を後世に伝え、地域に住む方々から愛される場所になってほしいという願いから、目指すすがたを「地域の人々とともに育む屋敷林一人の居る風景―」とします。



（２）基本方針

Ⅰ．保全と活用を一体のものとする

下保谷四丁目特別緑地保全地区は、屋敷林として人の手が加えられながら維持・管理されてきたものであるため、活用することが保全につながるという考えのもと、保全と活用を一体のものとして考える。

Ⅱ．地域に点在する地域資源を結びながら、「面」として活動を展開する

下保谷四丁目特別緑地保全地区は、地域において受け継がれてきた自然や歴史、文化等を今日に伝えるものである。これらは周辺地域と密接なかかわりを持って形成されてきたものであるため、地域に点在するさまざまな地域資源を結びながら、「面」として捉え、活動を展開していく。

Ⅲ．地域住民等との連携を通じて、保全活用の担い手を育んでいく

下保谷四丁目特別緑地保全地区の運営にあたっては、地域住民と連携しつつ、保全活用の担い手を育んでいく。

7. 組織体制

(1) 将来的な下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全活用体制について

〔あり方検討その①〕

- 下保谷四丁目特別緑地保全地区のみの保全活用を行う組織体制（現状組織型）
- 下保谷四丁目特別緑地保全地区の点としての活動だけでなく、面的（例：下保谷地区全域、白子川流域地区）や多分野（歴史文化、にぎわいづくり等）の活動も行うような組織体制

〔あり方検討その②〕

- 市民ボランティア団体の強化
- 新たな法人組織の設立
- プラットフォームの構築

<イメージ>

